令和７年６月作成

職員災害初動体制マニュアル

〈スマートフォン用〉

鹿児島市

日頃の備え「各自でチェック！」

災害初動時の配備区分・登庁場所・対策部（班）の確認を

・配備区分は、災害の状況や規模に応じて
初動体制（情報収集・５部長会議）
災害警戒本部体制
災害対策本部体制（第１配備、第２配備、第３配備）
に分かれます。
・配備区分は、地域防災計画や各局のマニュアルで定められています。異動や担当替えの際は、自分がどの配備区分になるか、確認してください。

登庁時のチェックリスト

【安全確認事項】
- □家族の状況確認
- □火器の始末（ガスの元栓を閉める）
- □テレビ・ラジオなどから情報収集
- □家の内外の状況確認
- □電器の始末（ブレーカーを落とす）

【服装等】
- □作業着等の動きやすい服装
- □運動靴、スニーカー等の底の厚い履き慣れた靴
- □帽子又はヘルメット
- □軍手又は手袋

【携行品】
- □懐中電灯
- □携帯ラジオ
- □救急用品・常備薬
- □衣類・タオル
- □健康保険証
- □非常食（缶詰等）・水
- □現金（小銭含む）
- □携帯電話・充電器
- □生理用品
- □雨具　など

家族での取り決め

◆避難所、避難場所等を事前に家族と決めておく。
◆家族や親戚との安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言版（携帯電話、スマートフォン等）などを活用するよう事前に取り決めておく。

登庁方法

◆各対策部（班）では、あらかじめ所属職員への非常招集系統及び連絡方法を定めておく。

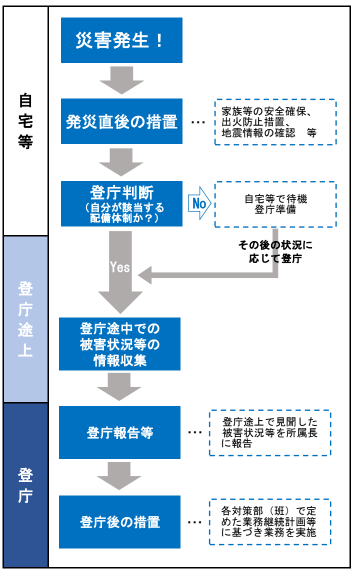

職員の自主登庁基準（勤務時間外）

(1) 市域に**大規模な災害の発生**又は大規模な災害が発生するおそれがあるとき
(2) 市域に**震度６弱以上**の地震が発生したとき、又はこれまで経験したことがない強い地震を感じたとき
※消防局職員など災害発生時の配備体制に特に定めのある職員を除く

登庁場所等

(1) 原則として所属する勤務場所に登庁すること
(2) 所属する勤務場所への登庁が困難な場合は、最寄りの市の機関へ登庁し、登庁した場所を所管する対策部長にその旨報告し、その指示を仰ぐこと
(3) 所属する勤務場所以外に登庁した職員は、人事班の指示があるまで、登庁した場所を所管する対策部長の指揮を受けること
(4) 消防局職員など災害発生時の配備体制に特に定めのある職員は、その定められた配備につくこと

登庁できない場合の措置

(1) 枠内　　のような状況にあり、発災後すぐに登庁できない場合は、連絡が可能になり次第、速やかに所属長に状況を連絡し、指示を受けること

①職員本人又は家族等が被災し、治療又は入院の必要があるとき
②病気休暇、介護休暇、育児休暇に該当し、勤務場所に登庁することが困難なとき
③登庁途上で緊急を要する被災者支援・災害活動を行っているとき

(2) 登庁できる状況になり次第、すぐに登庁する。

職員の状況把握

(1) 登庁途上において被害等が発生していた場合は、その状況を直属の上司又は各対策部を統括する者に報告すること
(2) 各課において、職員の登庁状況を防災情報システムに入力すること

災害別の組織体制

風水害・地震災害・津波災害の配備基準

		風水害	地震災害	津波災害
(1)初動体制	情報収集	**気象警報が発表**されたとき（大雨・洪水・暴風等）	市域で**震度４**以上の地震が発生したとき	
	5部長会議	情報収集の結果、**警戒を要する状況**にあると思われるとき		
(2)災害警戒本部体制		気象情報等の収集、**応急対策など必要な措置**を講ずるとき	①市域で**震度５弱又は震度５強**の地震が発生したとき ②震度４以下の地震であっても、災害が発生したとき	市域で**津波注意報・津波警報**が発表されたとき
(3)災害対策本部体制		①**大規模な災害の発生が予想**され、その対策を要すると認められるとき ②災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき	①市域で**震度６弱以上**の地震が発生したとき ②震度５強以下の地震であっても、重大な被害が発生し、若しくは発生するおそれのあるとき	①市域で**大津波警報**が発表されたとき ②津波により重大な被害が発生したとき、若しくは発生するおそれのあるとき

火山災害の配備基準

		火山災害
(1)初動体制	情報収集・5部長会議	噴火警戒レベル３が発表される等、噴火に関わる前兆現象（異常現象）が発生し、噴火その他の**災害が発生することが予想**されるとき。
(2)災害警戒本部体制		①噴火警戒レベル３において、大きな噴石を２合目（２km 以上）から 2.4km 以下に飛散させる爆発的な噴火、火砕流の流下が火口から 1.5km を超え居住地域への接近が予想される等、**居住地域付近に重大な被害**を及ぼす噴火が発生したとき ②有感地震の多発等により、住民が自主的に避難するなど情勢が悪化したとき ③他の自然災害が複合的に発生し、住民等の早めの避難誘導が必要と判断されたとき ④知事の要請によるとき
(3)災害対策本部体制		①桜島火山の大爆発又は噴火警戒レベル４又はレベル５が発表される等、**居住地域に重大な被害**を及ぼす噴火が発生、あるいは市長が大噴火が切迫している状態又は事態が重大と認めるとき ②知事の要請によるとき

災害対策本部体制における職員の配備基準等

区分	配備時期	活動内容	配備基準
第１配備	比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき	気象情報等及び災害情報等の収集連絡並びにその他災害応急対策の準備	**第１配備要員** 災害応急対策の準備を行うために、災害連絡員のほか必要な要員を配備
第２配備	大きな災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	災害応急対策に対処し得る程度の要員を確保し、各種災害応急対策を実施	**第１・２配備要員** 各対策部で、災害対応を行うために必要な職員を常時配備
第３配備	大きな災害が発生し、被害が甚大と予想されるとき、又は甚大な被害が発生したとき。	市内全域にわたる災害応急対策を行えるよう全対策要員を配備し、又は常時配備できるよう待機体制をとり、災害応急対策を実施	**全職員** ★勤務時間外は、自主登庁基準に基づき登庁（半数程度の職員を常時配備）

各種情報の収集

鹿児島市ホームページ

避難指示や避難所の開設、防災行政無線の内容などの緊急情報
URL:https://www.city.kagoshima.lg.jp/

テレビ・ラジオ

データ放送（ｄボタン）で気象情報や河川水位などの情報

かごしまｉマップ（防災マップ）

避難所や地震時の退避場所、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域など
URL: https://www2.wagmap.jp/kagoshima/Portal

キキクル（危険度分布）

５段階で色分けされた災害の危険度をリアルタイムで確認
URL:https://www.jma.go.jp/bosai/risk/

鹿児島市 LINE 公式アカウント

事前に友だち登録したトーク画面に、避難指示や避難所の開設等の緊急情報を通知
URL:https://lin.ee/Sqf3MM6

鹿児島県河川砂防情報システム

雨量観測所のデータや土砂災害危険指数、河川の水位など
URL: http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/bousai/jsp/index.jsp

安否確認等

災害用伝言ダイヤル（171）

自宅の電話番号に安否情報を音声で伝言することができるサービス
[1][7][1]をダイヤルして、利用ガイダンスに従って、伝言を[1]**録音**、[2]**再生**

災害用伝言版（web171）

パソコンやスマートフォン等から安否情報の登録、確認を行うことができるサービス

災害用伝言版

携帯電話やスマートフォンなどで安否確認ができるサービス（利用方法については、各社のホームページでご確認ください）

災害から市民の生命、身体及び財産を守ることは、全職員の使命です。